

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改 正 後 (R4. 7. 15～)	改 正 前
(趣旨) 第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第12条第4項の規定に基づき、工事費内訳書に関し必要な事項を定めるものとする。 2 この要領の適用に当たっては、工事費内訳書の提出が、福井県が発注する建設工事の請負契約について、入札参加者の適正な見積りによる品質の確保および公正な入札の維持を目的としていることに留意しなければならない。	(趣旨) 第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第12条第4項の規定に基づき、工事費内訳書に関し必要な事項を定めるものとする。 2 この要領の適用に当たっては、工事費内訳書の提出が、福井県が発注する建設工事の請負契約について、入札参加者の適正な見積りによる品質の確保および公正な入札の維持を目的としていることに留意しなければならない。
(提出する工事費内訳書の内容) 第2条 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。 (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。 <u>(3) 健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものであること。</u> 2 工事費内訳書の提出に当たっては、入札執行者から特に指示がない限り、内訳明細表および代価表の添付を要しない。	(提出する工事費内訳書の内容) 第2条 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。 (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。 (新設) 2 工事費内訳書の提出に当たっては、入札執行者から特に指示がない限り、内訳明細表および代価表の添付を要しない。
(工事費内訳書の確認) 第3条 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、提出された工事費内訳書について、原則として開札を行う前に、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。 (1) 前条第1項第1号および第2号に掲げる要件を満たすものであること。 (2) 違算および不適切な事項の記載がないこと (3) その他入札執行者が必要と認める事項 <u>2 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、落札決定者より提出された工事費内訳書に明示された法定福利費が設計額（消費税および地方消費税相当分を除く）に占める法定福利費概算額の1/2以上であることを、開札後、確認するものとする。</u> <u>3 入札執行者は、工事費内訳書の確認を行った場合において、談合の疑義が認められ</u>	(工事費内訳書の確認) 第3条 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、提出された工事費内訳書について、原則として開札を行う前に、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。 (1) 前条第1項第1号および第2号に掲げる要件を満たすものであること。 (2) 違算および不適切な事項の記載がないこと。 (3) その他入札執行者が必要と認める事項 (新設) <u>2 入札執行者は、工事費内訳書の確認を行った場合において、談合の疑義が認められ</u>

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後（R4.7.15～）	改正前
る場合は、別に定める談合情報対応要領に基づき、適切な対応をとるものとする。	る場合は、別に定める談合情報対応要領に基づき、適切な対応をとるものとする。
附 則 この要領は平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成23年7月14日） 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この要領は、令和4年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</u>	附 則 この要領は平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成23年7月14日） 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。